

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市庁舎管理規則（昭和59年規則第4号）第6条	閉扉時間中の出入りの承認	管財課

1 審査基準は、次のとおりとする。

庁舎において次に掲げる行為をするおそれがある者に対しては、承認をしないものとする。

ア みだりに凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。

イ 示威又はけん騒にわたる行為をすること。

ウ 庁舎を汚損し、又は損傷すること。

2 標準処理期間は、1日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。